

京都府立福知山高等学校附属中学校 生徒心得 R8 入学生

令和8年4月1日(改訂)

校訓の「勉学・自律・敬愛」を身につけ、福知山高校附属中学校生として誇りある学校生活を送るための心得を以下に示す。

生徒証は常に所持し、いつでも提示できるようにする。

1 授業

授業は学校生活の中心である。十分な準備と真面目な態度で臨み、教室は勉学の場として常により環境を保つように心がける。また、復習と予習を必ずして家庭学習習慣を身につける。

- (1) 始業 始業の合図までに授業の準備をし、決められた座席に着席しておく。また日直は始業前に黒板の文字等を消し、きれいにしておく。
- (2) 遅刻 遅刻しないように注意する。ただし、登校時の遅刻については職員室へ行き、教員の指示に従う。
- (3) 静粛 授業中は静かな環境をつくる。体調不良等をやむを得ず教室を出る場合は、教科担当に申し出る。

2 考査

考査は日頃の学習成果を判定する重要な資料になるものである。厳正な態度で受験し、不正行為、又は誤解を受けるような言動はしてはならない。

- (1) 受験 受験中は筆記用具のみ机に出す。(詳細は教務部から出される受験上の注意に従う。)
- (2) 座席指定 窓側より出席番号順に着席する。
- (3) 物品貸借・私語の禁止 受験中は絶対に物品の貸し借りや私語をしない。
- (4) 質問 挙手して質問する。
- (5) 中途退室禁止 答案が早くできても、途中で教室を出ることはできない。
- (6) 欠席の事前連絡 遅刻しても試験開始 15 分以内は受験できる。病気等で考査を欠席するときは、始業の 8 時 30 分までに学校に原則として保護者から連絡してもらう。(Web 上の入力フォームでの連絡の場合は、8 時 15 分までに入力してもらう。電話で連絡してもらう場合、応答のないときは留守番電話に録音してもらう。)
- (7) 受験妨害の禁止 受験中は他の生徒の邪魔にならないように静かにする。

3 校内生活

- (1) 無断外出の禁止 登校後、放課後までの間は、許可なく外出してはならない。やむを得ず外出・早退するときは担任の許可を受け、「外出早退許可証」を携帯する。
- (2) 下校時刻 完全下校時刻は、次のように決めてあるので、必ず守ること。
4月～9月 午後6時00分
10月～3月 午後5時30分
- (3) 時間外活動 完全下校時刻以後、必要があって活動する場合や居残る時は、指導教

員の監督のもとで許可することがある。

- (4) 上履き 校舎内への土足での立ち入りは認めない。校舎内では所定の上履き、体育館内では所定の体育館シューズを正しく使用する。緊急時に素早く行動できるように踵を踏まない。
- (5) 飲食のマナー ジュース・菓子類・ガム等を校内に持ち込んだり歩きながら飲食したりしてはならない。
- (6) 不要物 学校生活に必要なのない物を校内に持ち込まない。
- (7) 所持品 物を大切に扱う。
 - ① 所持品には必ず記名する。
 - ② 所持品をなくした場合は「紛失届」を生徒指導部に提出する。
 - ③ 貴重品は原則として持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合は自分のロッカーに入れて、鍵をかけて管理する。
- (8) 遅刻・欠席の事前連絡 病気等で遅刻・欠席するときは、開始前の8時15分までに、原則として保護者にWeb上の入力フォームに入力してもらう。
- (9) 職員室への入室 職員室に用事があるときは、入り口で先生を呼ぶこと。

4 礼儀・交友関係

礼儀は社会生活を営むために誰もが身につけていなければならないものである。

- (1) あいさつ 朝夕のあいさつ、出会いの会釈はお互いの心をなごませる基本的な生活のマナーである。教職員や外来者に対してもあいさつをしっかりとる。
- (2) 正しい言葉づかい お互いの対話の輪を広げ、正しい言葉づかいと態度を身につけるよう努める。
- (3) 交友関係 互いの人格を尊重し、高め合える人間関係づくりに努める。
 - ① 学友間において親愛の念を忘れず、暴力、脅しはもちろん、いじめなど相手の人格や心身を傷つけるような言動は絶対に慎み、好ましい人間関係づくりに努める。
 - ② 男女交際においても、互いに異性の長所を尊敬し合い、健全で好ましい人間関係づくりに努める。

5 校舎校具の愛護美化

一人ひとりの心がけとお互いの協力によって校内の美化に努め、校舎・校具その他の公共物は壊したり汚したりしないよう大切に扱う。

- (1) 整頓 校舎・校具等を使用した後は、所定の場所に整頓して返す。
- (2) 破損紛失 校舎・校具を壊したりなくしたりしたときは、すぐに担当の先生に届け出て指示を受ける。
- (3) 清掃 学級単位ごとに決められた清掃分担区域を清掃する。清掃終了後は担当の先生に報告する。
- (4) 部活動の清掃 各部の活動場所及び部室倉庫の清掃はその部員が行い、顧問に報告する。
- (5) 清掃用具の保管 清掃用具は所定の場所に保管し、壊したりなくしたりしないよう注意する。

6 その他校内諸活動

校内における活動は、すべて教育の一環で行われるものである。行事や集会、諸活動に主体的に参加し、積極性・社会性を育てること。

- (1) 集会 各種の集会に校内の施設を使用するときは、生徒指導部保管の用紙により、事前に届け出て許可を得る。
- (2) 掲示 掲示物は、あらかじめ関係の先生に了解を得た後、生徒指導部に届け出て許可印を受ける。

7 通学（登校、下校）

- (1) 交通規則の遵守 交通規則を守り、自他の安全に配慮して通行する。
 - ① 自転車は1列左側進行をすること。携帯電話等を操作しながらの運転・傘さし運転・2人乗り・夜間の無灯火等、危険な運転をしない。
 - ② 雨の日に自転車で通学する際は、必ずカッパを着用する。
 - ③ 反射テープを貼ったヘルメットを着用する。
- (2) 自転車登録・施錠 自転車通学は許可制とする。通学用の自転車には指定ステッカーを貼り、指定された自転車置場に鍵をかけて駐輪する。
 - ① 許可ステッカーは自転車の後方泥よけを原則とし、泥よけがない場合は後方から見て確認できる位置に貼付する。
 - ② 新しい自転車を購入した時や許可ステッカーが剥がれた時、番号などが読み取れなくなった時は、生徒指導部にて新しいステッカーを購入すること。
- (3) 通学用自転車 自転車にライト及びスコッチライト〔反射鏡〕をつける。また、反射テープをフロントフォーク・パイプの両側、チェーンカバー等につける。
- (4) 安全点検 常に自転車を整備し安全点検を行うこと。
- (5) 交通事故 交通事故にあったとき、起こしたときは必ず学校、警察に届け出る。また、負傷者には適切な態度で処置を行う。
- (6) 交通機関利用のマナー 鉄道・バス等、交通機関を利用して通学する者は、乗車及び車中のマナーを守る。係員の指示があるときはそれに従う。

8 服装等

福知山高校附属中学生としての自覚を持ち、清潔・端正な着こなしを心がけること。

- (1) 本校指定の制服を着用する。
- (2) 授業日は気温などに合わせてブレザーを脱いでも良い。その際、ネクタイ・リボンを外し、カッターシャツの1番上のボタンを外してもよい。
※ただし、ネクタイ・リボンを着用する際は1番上のボタンを留める。
- (3) ポロシャツは1番上のボタンを外して着用してもよい。また、裾はスラックス、スカートの上に出してもよい。
- (4) 名札 校内では指定の名札を着用する。
- (5) 履物は運動靴、又は革靴とする。（鉾のあるもの、中高ヒール、サンダル靴は禁止）
雨又は雪の日には、長靴及びレインシューズを認める。
- (6) 靴下の色は紺（制服に1番似合う配色）、単一色を基本とし、華美でないものとする。
- (7) ストッキング・タイツはベージュまたは無彩色（黒・灰・白）のものとする。

- (8) 詳しい着こなしについては、「制服の着こなしガイド」を参照すること。
- (9) 冬季服装 コート類、及び手袋・マフラーを認める。ただし、コート類は華美でない（単一色）ものを基本とする。防寒着の教室内での着用は原則として認めない。着用を必要とするときは許可を得る。
- (10) 異装 やむを得ず、異装しなければならないときは、異装届により届け出て許可を受ける。
- (11) 頭髪加工等の禁止 頭髪加工（染毛・パーマ・カール・エクステンション・派手な髪留めなど）やマニキュア・化粧などを施したり、装飾品（指輪・ネックレス・ピアス・カラーコンタクト等）を身につけたりしてはいけない。

9 携帯電話等の使用について

通学上の安全や送迎の利便性を高めるため、携帯電話等の持ち込み、使用に当たっては次の点に注意すること。

- (1) 携帯電話等を持ち込むに当たっては各家庭の判断とし、学校では自分で管理すること。
- (2) 携帯電話等は登校したら電源を切り、自分のロッカーに入れて鍵をかけて管理すること。
教師の指示があるとき以外は下校時まで校内での使用を禁止する。

10 その他

- (1) 福知山高校附属中学校生としての誇りと自覚を持った言動を心がける。
- (2) 中学生としてふさわしい行動をとること。次のような行為はしないこと。
飲酒、喫煙、暴力、脅迫、万引き、賭け事、薬物乱用、夜遊び、無断外泊、バイク乗車、その他校内外の秩序を乱す反社会的行為。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。
- (4) 事故・事件被害にあった時は、直ちに学校・警察に連絡する。